

令和 8 年 2 月 1 7 日 招 集

令 和 8 年 第 2 回 薩 摩 川 内 市 議 会 定 例 会

議 案

そ の 6

議案 番号	件名	備考
93	監査委員の選任について	
94	人権擁護委員候補者の推薦について	
95	人権擁護委員候補者の推薦について	
96	人権擁護委員候補者の推薦について	
97	人権擁護委員候補者の推薦について	
98	人権擁護委員候補者の推薦について	
99	人権擁護委員候補者の推薦について	
100	令和7年度薩摩川内市一般会計補正予算	予算書は別冊

議案第 93 号

監査委員の選任について

下記の者を、本市の監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 3 月 23 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市御陵下町

氏 名 なが とも く み こ  
長 友 久 美 子

生年月日 昭和 39 年

提 案 理 由

識見を有する者のうちから選任されていた監査委員 篠原和男 氏が、本年 2 月 28 日をもって監査委員を退職されたことに伴い、新たに監査委員を選任する必要があるが、これについては、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが本案提出の理由である。

## 参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（選任及び兼職禁止）

第 196 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（・・・略・・・以下この款において「識見を有する者」という。）・・・略・・・のうちから、これを選任する。・・・略・・・

2～6 略

（任期）

第 197 条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、・・・略・・・ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

## 参 考

本人の略歴

昭和 58 年	3 月	鹿児島県立川内高等学校卒業
昭和 58 年	4 月	熊本国税局総務部研修生
昭和 59 年	3 月	大阪国税局総務部研修生
昭和 59 年	6 月	大阪国税局旭税務署勤務
昭和 62 年	7 月	熊本国税局加治木税務署勤務
平成 3 年	7 月	川内税務署勤務
平成 7 年	7 月	鹿児島税務署勤務
平成 10 年	7 月	出水税務署勤務
平成 14 年	7 月	熊本西税務署勤務
平成 15 年	7 月	熊本国税局総務部厚生課厚生係長
平成 17 年	7 月	八代税務署総務課長補佐
平成 18 年	7 月	鹿児島税務署個人課税部門記帳指導推進官
平成 19 年	7 月	熊本西税務署税務広報広聴官
平成 22 年	7 月	熊本国税局課税部個人課税課記帳指導専門官
平成 24 年	7 月	熊本東税務署個人課税第 1 部門統括国税調査官
平成 26 年	7 月	熊本国税局総務部厚生課長補佐
平成 27 年	7 月	宇土税務署総務課長
平成 28 年	7 月	宮崎税務署総務課長
平成 29 年	7 月	国税庁長官官房熊本派遣国税庁監察官
令和 元年	7 月	鹿児島税務署副署長
令和 3 年	7 月	熊本国税局総務部総括税務相談官主任税務相談官
令和 5 年	7 月	臼杵税務署長

令和 6 年 7 月  
令和 7 年 7 月 } 出水税務署長  
令和 7 年 12 月 税理士登録  
令和 8 年 1 月 長友弘税理士事務所所属税理士（現在に至る。）

議案第94号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和8年3月23日提出

薩摩川内市長 田中良二

記

住 所 薩摩川内市東郷町藤川

氏 名 いぬ い み か  
犬 井 美 香

生年月日 昭和43年

提 案 理 由

本市の区域に置かれている人権擁護委員 犬井美香 氏の任期が本年6月30日満了することとなるので、新たに委員候補者を法務大臣に推薦したいが、これについては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を聞く必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

参 考

本人の略歴

平成元年3月	大垣女子短期大学歯科衛生学科卒業
平成元年7月	} まぶち歯科医院勤務
平成4年12月	
平成19年7月	} 田中歯科医院勤務
平成28年3月	
平成19年12月	} 主任児童委員
令和2年9月	
平成20年4月	薩摩川内市スポーツ推進委員（現在に至る。）
平成21年4月	} 薩摩川内市女性チャレンジ委員会委員
令和3年3月	
平成27年11月	薩摩川内市男女共同参画出前講座講師（現在に至る。）
平成28年4月	鹿児島県男女共同参画地域推進員（現在に至る。）
平成29年4月	} 薩摩川内市歯科医師会在宅歯科医療推進室勤務
令和2年9月	
令和2年7月	人権擁護委員（現在に至る。）
令和2年11月	薩摩川内市議会議員（現在に至る。）
令和4年11月	} 薩摩川内市議会生活福祉委員会副委員長
令和6年11月	
令和6年11月	薩摩川内市議会生活福祉委員会委員長（現在に至る。）

議案第 95 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 8 年 3 月 23 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市祁答院町下手

氏 名 た しま ひろ き  
田 島 洋 輝

生年月日 昭和 29 年

提 案 理 由

本市の区域に置かれている人権擁護委員 田島洋輝 氏の任期が本年 6 月 30 日満了することとなるので、新たに委員候補者を法務大臣に推薦したいが、これについては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を聞く必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

参 考

本人の略歴

昭和52年 3月	西南学院大学文学部英文学科卒業
昭和52年 4月	宮崎県立延岡東高等学校教諭
昭和57年 4月	} 宮崎県立都城商業高等学校教諭
昭和60年 3月	
昭和60年 4月	鹿児島県立川内商工高等学校教諭
平成元年 4月	鹿児島県立喜界高等学校教諭
平成8年 4月	鹿児島県立鹿児島中央高等学校教諭
平成16年 4月	新設高校（宮之城地域）開校準備室勤務
平成17年 4月	鹿児島県立薩摩中央高等学校教諭
平成19年 4月	鹿児島県立（新設）種子島高等学校教頭
平成22年 4月	鹿児島県立種子島高等学校校長
平成24年 4月	} 鹿児島県立川内高等学校校長
平成27年 3月	
平成27年 4月	} 薩摩川内市教育委員会社会教育課青少年教育指導員
平成28年 3月	
平成27年 4月	} 鹿児島県立加治木高等学校教科指導員
平成28年 4月	
平成27年10月	保護司（現在に至る。）
平成28年 3月	} 法務省鹿児島刑務所篤志面接委員
令和6年 9月	

平成 28 年 4 月	}	近畿大学産業理工学部非常勤講師
令和 5 年 3 月		
平成 28 年 4 月	}	薩摩川内市祁答院中学校区学校運営協議会委員
令和 7 年 3 月		
平成 28 年 4 月	}	鹿児島県立鹿児島養護学校高等部教科指導員
平成 30 年 3 月		
平成 30 年 4 月	}	鹿児島県立鹿児島特別支援学校高等部教科指導員
令和 2 年 3 月		
平成 30 年 6 月	}	薩摩川内市社会教育委員
令和 2 年 5 月		
平成 30 年 6 月	}	薩摩川内市公民館運営審議会委員
令和 2 年 5 月		
令和 3 年 4 月	}	薩摩川内市大村地区コミュニティ協議会副会長
令和 4 年 3 月		
令和 3 年 4 月	}	馬頃尾自治会会長
令和 4 年 3 月		
令和 4 年 6 月	}	薩摩川内市社会教育委員
令和 6 年 5 月		
令和 4 年 6 月	}	薩摩川内市公民館運営審議会委員
令和 6 年 5 月		
令和 4 年 1 2 月		民生委員・児童委員（現在に至る。）
令和 5 年 7 月		人権擁護委員（現在に至る。）

議案第96号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和8年3月23日提出

薩摩川内市長 田中良二

記

住 所 薩摩川内市上甌町瀬上

氏 名 き はら まさ なり  
木 原 正 也

生年月日 昭和31年

提 案 理 由

本市の区域に置かれている人権擁護委員 木原正也 氏の任期が本年6月30日満了することとなるので、新たに委員候補者を法務大臣に推薦したいが、これについては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を聞く必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

参 考

本人の略歴

昭和50年3月	学校法人川島学園鹿児島実業高等学校卒業
昭和50年4月	} 名城土木株式会社勤務
昭和52年9月	
昭和52年10月	} 株式会社土木材料試験所勤務
昭和53年9月	
昭和53年10月	上甕村主事補
昭和58年10月	上甕村事務吏員
昭和59年10月	上甕村技師吏員
平成4年4月	上甕村建設課工務係長
平成6年4月	上甕村経済課長補佐
平成9年4月	上甕村建設課長補佐（農林道担当）
平成10年4月	上甕村住民福祉課長補佐兼福祉係長
平成15年4月	甕島中央診療所事務長
平成16年10月	薩摩川内市事務吏員
平成16年10月	薩摩川内市上甕支所産業課長
平成17年4月	薩摩川内市里支所産業課参事
平成18年4月	薩摩川内市里支所産業建設課長代理兼建設水道グループ長
平成21年4月	薩摩川内市上甕支所産業建設課長代理
平成26年4月	薩摩川内市上甕支所地域振興課長代理
平成27年4月	} 薩摩川内市上甕支所地域振興課長
平成29年3月	

平成 3 1 年 4 月	薩摩川内市環境美化推進委員（現在に至る。）
令和 元 年 1 2 月	} 民生委員・児童委員
令和 4 年 1 1 月	
令和 5 年 4 月	瀬上自治会会長（現在に至る。）
令和 5 年 7 月	人権擁護委員（現在に至る。）

議案第 97 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 8 年 3 月 23 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市鹿島町藺牟田

氏 名 なか の まさ ゆき  
中 野 雅 行

生年月日 昭和 24 年

提 案 理 由

本市の区域に置かれている人権擁護委員 橋野克秀 氏の任期が本年 6 月 30 日満了することとなるので、新たに委員候補者を法務大臣に推薦したいが、これについては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を聞く必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

参 考

本人の略歴

昭和47年 3月 大東文化大学経済学部経済学科卒業

昭和47年 4月 } 東京カネカ食品販売株式会社勤務

昭和57年 3月 } 株式会社キャップロール東京勤務

平成3年 3月 } 株式会社ニチゴ勤務

平成3年 4月 } 帝国物産商事株式会社勤務

平成27年 3月 } 株式会社ニチゴ勤務

平成27年 4月 } 株式会社ニチゴ勤務

平成31年 3月 } 株式会社ニチゴ勤務

令和元年 9月 } 株式会社イワモト勤務

令和7年 8月 } 株式会社イワモト勤務

令和6年 4月 鹿島地区コミュニティ協議会副会長（現在に至る。）

議案第 98 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 8 年 3 月 23 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市里町里

氏 名 きし ひろ のり  
岸 広 徳

生年月日 昭和 31 年

提 案 理 由

本市の区域に置かれている人権擁護委員 石原信也 氏が令和 7 年 9 月 4 日死亡されたことにより、新たに委員候補者を法務大臣に推薦したいが、これについては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を聞く必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

参 考

本人の略歴

昭和54年3月	東京農業大学農学部畜産学科卒業
昭和54年4月	} 東京農業大学農学部畜産学科副手
昭和55年3月	
昭和55年4月	} 石田勝一事務所勤務
昭和55年12月	
昭和56年1月	} 日和産業株式会社勤務
昭和60年1月	
昭和60年1月	里村事務雇員
昭和63年4月	里村事務吏員
平成8年4月	里村企画課広報商工係長
平成9年6月	株式会社甌産業振興公社派遣
平成11年4月	里村企画課広報商工係長
平成14年4月	里村建設課土木建築係長
平成15年7月	里村建設課長補佐
平成16年10月	薩摩川内市事務吏員
平成16年10月	薩摩川内市里支所産業課主幹
平成17年4月	薩摩川内市教育部里教育支所教育課主幹兼教育総務係長
平成18年4月	薩摩川内市教育部里教育生涯学習課教育グループ長
平成19年4月	薩摩川内市教育部里教育課教育グループ長
平成24年4月	薩摩川内市教育部里教育課長代理兼教育グループ長
平成25年4月	薩摩川内市上甌支所市民生活課長代理兼市民生活グループ

		長
平成 26 年	4 月	薩摩川内市上甌支所地域振興課長代理兼市民生活グループ長
		長
平成 27 年	4 月	薩摩川内市里支所地域振興課長兼上甌島クリーンセンター所長
平成 28 年	4 月	} 薩摩川内市里支所長
平成 29 年	3 月	
平成 29 年	4 月	} 株式会社薩摩川内市観光物産協会勤務
令和 6 年	3 月	
令和 6 年	4 月	里地区コミュニティ協議会会長（現在に至る。）

議案第 99 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 8 年 3 月 23 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市平佐町

氏 名 やま もと ごう た  
山 本 豪 太

生年月日 昭和 47 年

提 案 理 由

本市の区域に置かれている人権擁護委員 堂込和男 氏の任期が本年 6 月 30 日満了することとなるので、新たに委員候補者を法務大臣に推薦したいが、これについては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を聞く必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

参 考

本人の略歴

平成7年3月	同志社大学法学部法律学科卒業
平成7年4月	} 株式会社穴吹工務店勤務
平成14年12月	
平成17年3月	} せんり中央司法書士事務所勤務
平成18年3月	
平成18年4月	さつま中央司法書士事務所経営（現在に至る。）
平成20年6月	} 鹿児島県青年司法書士会会長
平成21年5月	
平成21年5月	} 鹿児島県司法書士会理事
平成27年4月	
平成25年4月	} 川内商工会議所青年部会長
平成26年3月	
平成31年4月	} 薩摩川内市立平佐西小学校PTA会長
令和3年3月	
令和元年10月	川内商工会議所監事（現在に至る。）
令和3年4月	社会福祉法人平佐福社会監事（現在に至る。）
令和4年1月	法務局表題部所有者不明土地所有者等探索委員 (現在に至る。)
令和5年4月	} 薩摩川内市立川内中央中学校PTA会長
令和6年3月	
令和5年6月	特定非営利活動法人消費者ネットワークかごしま理事 (現在に至る。)

令和 5 年 1 0 月	鹿児島家庭裁判所委員会委員（現在に至る。）
令和 6 年 4 月	民生委員・児童委員（現在に至る。）
令和 6 年 4 月	公益社団法人川内市医師会監事（現在に至る。）
令和 7 年 5 月	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島 支部支部長（現在に至る。）